

熊本市営住宅条例の一部改正について

熊本市営住宅条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営住宅条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市営住宅条例（平成 9 年条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号ア中「の規定による一時保護又は」を「に規定する一時保護、」に、「の規定による保護」を「に規定する婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 3 条第 1 項に規定する母子生活支援施設における保護」に、「もの」を「者」に改め、同号に次のように加える。

ウ 婦人相談所（売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）に規定する婦人相談所をいう。）又は配偶者暴力相談支援センター（配偶者暴力防止等法に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。エにおいて同じ。）により暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者

エ 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所（社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）若しくは市町村又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている団体により暴力を理由として避難していることを申し出たことが確認されている者

第 8 条第 1 項中「する者」を「するもの」に改める。

第 2 条 熊本市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号ア中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号ウ中「婦人相談所（売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）に規定する婦人相談所）」を「女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 5 2 号）に規定する女性相談支援センター）」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(提出理由)

市営住宅の入居者の資格に関し、必要な事項を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。